

10月から母子保健新規事業がスタートします！

保健課食育・健康対策係 TEL0943-75-4960

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを図ることが求められています。妊娠中から産後の母子を支えるために、4つの母子保健事業を新規に開始します！

妊婦歯科健康診査

妊娠中は、口の中の状態が悪化しやすいため、むし歯や歯周病などの口腔内のトラブルが多くなる時期です。また、妊娠中に重度の歯周病にかかった場合は、早産や低出生体重児出産の頻度が高まる可能性も報告されています。そのため、早期に歯周疾患を発見し治療に繋げることで、安全・安心な出産を支援するために妊娠中のお母さんに歯科健診を実施する事業です。

【対象者】

うきは市内に住所があり、平成30年10月1日以降に妊娠届出を行う妊婦の方及び10月1日時点で、すでに妊娠届出を行っている妊婦の方

【健診内容】

歯科医院での個別健康診査（問診、口腔内検査、結果説明、保健指導）
妊娠安定期（およそ4～7か月）の受診をお勧めします。

【健診費用助成額】

妊娠中に1回のみ助成で、自己負担はありません。
（治療になった場合は、自己負担が発生します。）

【利用できる施設】

浮羽歯科医師会に加入している歯科医院（受診券に記載しています。）



新生児聴覚検査

生まれてくる赤ちゃん1,000人のうち1～2人は、生まれつき耳が聞こえていないことがあると言われています。その場合、早く発見して、適切な援助を行うことが赤ちゃんの言葉の成長のためにはとても大切です。赤ちゃんの耳の聞こえの検査の費用を一部助成する事業です。

【対象者】

母親がうきは市内に住所があり、平成30年10月1日以降に生まれた赤ちゃん（生後27日以内）

【検査内容・費用助成額】

1回分に係る検査費用の一部を助成します。助成額を超える場合は、自己負担が発生します。
●自動聴性脳幹反応検査（AABR）1回 3,000円（上限）
●耳音響放射検査（OAE）1回 1,500円（上限）

【利用できる施設】

深川レディースクリニック（久留米市田主丸町田主丸1-28）TEL72-1122
※上記以外の施設で検査を実施された場合は、出産後1年以内に保健課窓口で申請をしていただくと、助成金を受給できます。



必要余白

産婦健康診査

お母さんの心身の健康具合やお子さんの育ち具合をみるため、お母さんとお子さんの両方に対して行われる健康診査です。出産後のお母さんは、育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる「産後うつ」を発症しやすい状態にあります。

産婦健康診査を受けることで、産後のお母さんの心身の不調に早く気づき、早く対応することができます。産後2週間・1か月の産婦健康診査の費用を助成する事業です。

【対象者】

うきは市内に住所があり、平成30年10月1日以降に出産した産婦の方

【健診内容】

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、産後の気持ち質問票、子の発育状況や栄養状態等

【健診費用助成額】

産後2週間・1か月健診の健診2回分に係る費用。1回5,000円（上限）

【利用できる施設】

深川レディースクリニック（久留米市田主丸町田主丸1-28）TEL72-1122
※上記以外の施設で健診を実施された場合は、出産後1年以内に保健課窓口で申請をしていただくと、助成金を受給できます。



産後ケア事業

産後に安心して育児していただくため、生後4か月未満の赤ちゃんとお母さんを対象に、産婦人科の医療機関の施設で宿泊または日帰りやゆっくりしてもらいながら母子のケアや相談等を受けられる事業です。

【対象者】

うきは市内に住所がある生後4か月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、体調や育児に不安がある方

【内容・利用料金等】

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせて、助産師や保健師などによるケアが受けられます。

- お母さんの休息、リフレッシュ ●母体ケア（乳房マッサージなど）
- 授乳・沐浴の相談・指導 ●赤ちゃんの発育確認や相談など

- ◇ショートステイ（1泊2日/昼・夕・朝食付）6回まで
⇒市民税課税世帯4,800円、市民税非課税世帯1,000円、生活保護世帯無料
- ◇デイサービス（日帰り/昼食付）7回まで
⇒市民税課税世帯2,000円、市民税非課税世帯300円、生活保護世帯無料

【利用できる施設】

深川レディースクリニック（久留米市田主丸町田主丸1-28）TEL72-1122

【利用方法】

利用を希望する場合は、保健課食育・健康対策係までご連絡ください。



※10月1日以降の母子手帳交付時に、受診券（妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査、すでに母子手帳をお持ちで、妊娠届出時の出産予定日が平成30年9月17日以降の各健診・検査を受ける際には、母子健康手帳と受診券を必ず持参してください。

産婦健康診査1回目・2回目分が1冊になったものをお渡しします。方には、個別に受診券を郵送します。

各事業の実施は、平成30年10月1日以降になります。

